

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円) (1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
福島市	ない						低い	ある	—	1 福島型給食推進事業（副食費）	—	—	ある	「私立保育所等運営費補助金」認可保育施設等に対し運営費を補助。施設類型等に応じて、6月1日を基準日として、児童割・施設割・保育士割により補助額を算出。	ある	風疹ワクチン接種 <対象>風疹にかかったことがない、または風疹ワクチンを接種していない以下の方に助成 ①妊娠を予定または希望する女性 ②妊娠している女性の配偶者（婚姻関係は問わない） ③妊娠を予定または希望している女性の配偶者	ない			
会津若松市	ない						低い	ある	無	多子世帯軽減の第一子の基準範囲を小学校3年生まで拡大	無	無	ある	特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設への保育士確保経費等の補助 障がい児受入施設へ職員加配に係る経費等の補助	ない		ない			
郡山市	ない						低い	ある		世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施 18歳未満の兄弟が2人以上いる3歳未満の児童に係る保育料を軽減	18歳未満の兄弟が1人以上いる満3歳未満の児童に係る保育料に対し補助 世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施		ある	○郡山市私立保育園運営費補助事業 ○認可外保育施設給本配布事業 ○事業所内保育施設支援事業 ○郡山市認可保育所等開設準備経費補助金 ○郡山市特定教育・保育施設等補助金 ○認可保育所等障害児保育保育補助事業	ある	(1) おたふくかぜワクチン 【対象者】1歳～就学前でおたふくかぜワクチン未接種者及びおたふくかぜに罹患したことのない幼児 【接種回数】1回 【助成内容】一部助成 【助成金額】4,000円 (2) 風しんワクチン 【対象者】風しん抗体検査の結果、抗体価が低い者で次の①、②、③に該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③風しん抗体価が低い妊婦の同居者 【接種回数】1回 【助成内容】一部助成 【助成金額】風しんと麻しんの混合ワクチン：5,000円、風しんワクチン：3,000円	ない			
いわき市	ある					・赤ちゃん絵本プレゼント事業 対象者及び支給資格者は出産支援金と同じ。 1歳の誕生日に、父又は母が4種類の絵本の中から選択した1冊を、市から送付する。	低い	ある		18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ3歳未満の児童が市の認可施設を利用する際の負担額の軽減			ある	・認可保育所への運営費補助 ・認可外保育施設への教材費及び健康診断費用補助	ある	・1～2歳未満に対するおたふくかぜワクチンの一部助成 ・妊娠を希望する女性、その家族を対象に風しん抗体検査・MRまたは風疹ワクチン接種（全額助成）	ある	8月1日現在、市内に引き続き6か月以上居住している、指定難病患者の方、小児慢性特定疾病患者の方、又は、人工透析療法を受けている方等。	年額 20,000円	
白河市	ある		おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分	おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分	おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分	おむつ等と交換できるクーポン券30,000円分	低い	ある	・18歳以上であっても、学生であるならば、多子軽減の兄弟のカウントに含める。	・18歳以上であっても、学生であるならば、多子軽減の兄弟のカウントに含める。	無し	無し	ある	・白河市保育士確保対策事業補助金	ある	・1歳から年長児までを対象としたおたふくかぜワクチン接種（全額助成） ・中学3年生対象インフルエンザワクチン接種（一部助成） ・妊娠を希望する女性及びその夫（または妊婦の夫）を対象とした風しん抗体検査、風しん（麻しん風しん）ワクチン接種（全額助成）	ある	申請日において市内に住所を有する特定疾患患者（指定難病、小児慢性特定疾病、人工透析患者等）又はその保護者	年1回 10,000円	

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
須賀川市	ある	年額6万円又は3万円	0歳児に6万円分、1歳児に3万円分の商品券	0歳児に6万円分、1歳児に3万円分の商品券	0歳児に6万円分、1歳児に3万円分の商品券	0歳児に6万円分、1歳児に3万円分の商品券	市内に住所を有し、引き続き居住する意思のある者	低い	ない					ある	認可外保育施設助成事業に上乗せして補助を実施 ・施設割として1施設100,000円 ・3歳以上児に対し、1人あたり5,000円の補助	ない	・おたふくかぜワクチンの任意接種に対しての一部助成 ・妊娠を希望する女性等を対象に風しんの抗体検査及び予防接種費用助成（原則全額）	ない		
喜多方市	ない							低い	ある		多子世帯保育料軽減に市がさらに上乗せ補助	多子世帯保育料軽減に市がさらに上乗せ補助		ない		ある	インフルエンザ（子、妊婦）、風しん（妊娠を予定している女性とそのパートナー、妊婦のパートナー）、おたふくかぜ（1歳～就学前までの幼児）の予防接種に係る費用を助成	ない		
相馬市	ない							低い	ある		保護者等の所得により、現行の保育料を40%または20%減額 ①市県民税所得割額が97,000円未満の世帯 → 40%軽減（年収※約470万円未満の世帯） ②市県民税所得割額が97,000円以上の世帯 → 20%軽減（年収※約470万円以上の世帯） ※年収の表示はあくまで目安。			ない		ある	◇こどもインフルエンザ予防接種の接種費用一部助成 ◇成人風しん抗体検査及び予防接種の接種費用助成	ある	8月1日現在、市内在住の ・指定難病や小児慢性特定疾病により受療中の者 ・人工透析を受けているもの	20,000
二本松市	ない							低い	ある	第2子以降は全額助成 ※所得により小学校3年生以下のみで数える	第2子以降は全額助成 ※所得により未就学児のみで数える	第2子以降は全額助成 ※所得により月額5,000円上限		ない		ある	・6週～24週（5価ワクチンの場合32週）のロタウイルス（2回または3回分の全額） ・1歳～小学校入学前のおたふくかぜ（1回のみ4,000円） ・6か月～12歳のインフルエンザ（@1,000円×2回） ・13歳～中学3年生のインフルエンザ（@1,500円×1回） ・妊婦のインフルエンザ（@1,500円×1回）	ある	福島県小児慢性特定疾患治療研究事業認定者	20,000
田村市	ない							低い	ある		3号認定0歳～2歳までのすべての第3子以降の児童を対象に保育料を無償としている。	3号認定0歳～2歳までのすべての第3子以降の児童を対象に保育料を無償としている。	3号認定0歳～2歳までのすべての第3子以降の児童を対象に保育料を無償としている。	ない		ない		ない		
南相馬市	ある	月額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	市内に住所を有し、かつ居住している者で満3歳に達する日までの乳幼児（0～2歳）を養育している者	低い	ある	給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	・0～2歳児について、市独自の制度により保育料無料 ・給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	・0～2歳児について、市独自の制度により、月37,000円まで無料（市内施設のみ） ・3～5歳についても市独自の制度により助成あり	該当なし	ある	認可外保育施設の保育環境を確保するため、備品などの購入費用の一部助成を行っている。	ある	小児用インフルエンザワクチン接種にて1回2,000円を上限に助成 対象：生後6か月から12歳まで（2回） 13歳から中学3年生まで（1回）	ない		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免				15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給				
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
伊達市	ない						低い	ある		国基準より低い保育料を設定している。			ある	・伊達市体験特別事業補助金 ～園児と園児以外の児童との交流を通じて親子の育ちを支援するための補助 ・伊達市地域活動事業補助金 ～地域との交流を行い、児童の福祉の向上を図るための補助 ・伊達市保育事業等振興事業補助金 ～土地賃借料の一部を補助 ・伊達市保育施設助成事業費補助金 ～認可外施設への ①園児の健康診断への補助 ②0～2歳児保育の運営費補助	ある	・風疹（抗体検査も対象） ・妊婦小児インフルエンザ	ない			
本宮市	ない						低い	ある	・第1子：市民税所得割額非課税世帯…保育料無料 ・第2子：(就学前施設同時入所)…保育料無料 ※国の幼児教育・保育の無償化により4・5歳児は保育料無料	・第1子：市民税所得割額非課税世帯…保育料無料、その他の世帯…5,000円減免 ・第2子：(就学前施設同時入所)…保育料無料 ※国の幼児教育・保育の無償化により4・5歳児は保育料無料	公立保育所と同等の助成(ただし、公立保育所保育料を上回らない範囲) ※国の幼児教育・保育の無償化により4・5歳児は保育料無料	公立幼稚園と同等の助成(ただし、公立幼稚園授業料を上回らない範囲) ※国の幼児教育・保育の無償化により4・5歳児は保育料無料	ある	・県単独事業に加え、運営費補助の拡充(3歳児について独自補助) ・健康づくり事業補助金	ある	○ロタウイルスワクチン 【対象者】1価ワクチン：生後6週～生後24週、5価ワクチン：生後6週～生後32週 【接種回数】1価：2回、5価：3回 【助成内容】一部助成 【助成金額】 ・1価：1回あたり10,000円まで ・5価：1回あたり7,000円まで ○おたふくかぜ 【対象者】1歳～就学前でおたふくかぜワクチン未接種者及びおたふくかぜに罹患したことのない幼児 【接種回数】1回 【助成内容】一部助成 【助成金額】4,000円まで ○風しんワクチン 【対象者】妊婦の夫、妊娠を希望している女性と夫（その他条件あり） 【接種回数】1回 【助成内容】風しん抗体検査・MR又は風しんワクチン接種 【助成金額】全額助成 ○インフルエンザ 【対象者】妊婦、生後6か月児～中学3年生 【接種回数】 生後6か月～13歳未満：2回 妊婦、13歳以上～中学3年生：1回 【助成内容】一部助成	ない			
桑折町	ない						低い	ない					ない		ある	・おたふくかぜ ・インフルエンザ ・風しん（成人）	ない			
国見町	ない						低い	ない					ない		ある	・季節性インフルエンザ予防接種に対する助成 1人当たり1000円 ・風疹抗体検査 H1法 5,423円（上限） E1A法 6,982円（上限） ・麻疹風疹混合ワクチン MRワクチン 10,208円（上限） 風疹単独 6,554円（上限）	ない			
川俣町	ない						低い	ある	幼稚園・保育園同時に就園している場合、第2子に、納付した保育料を限度とし、月額3,000円を上限に「保育奨励金」として支給。第3子については無料。ただし、保育料に未納がある場合は支給しない。				ない		ある	インフルエンザ予防接種について一部費用を助成	ない			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
大玉村	ある	10,000円/月			300,000円(祝金)		低い	ある					・第3子以降の園児の保育料及びスクールバス使用料の無料 ・1号認定の3歳児の第2子以降保育料無料	ある	・当該年度に待機児童が見込まれる場合、村外保育施設の通所児の保護者に対し交付金を交付	ある	①おたふくかぜ1回分 ②インフルエンザ(一部助成) ③風しん抗体検査及び風しんワクチン、MRワクチン(対象者) ・妊娠を希望している女性(50歳未満) ・妊娠を希望している女性の配偶者 ・妊娠している女性の配偶者	ない		
鏡石町	ない						低い	ない						ある	・障害児受入施設へ職員配置に係る運営費補助 ・町職員(事務・保育士)の人的支援 ・施設修繕、改修等の運営費の支援	ある	・妊娠を希望する女性等に、風しんワクチンの接種費用を助成 ・乳幼児を対象として、おたふくかぜワクチンの接種費用を助成 ・子どものインフルエンザワクチンの接種費用を助成	ない		
天栄村	ない						低い	ある	村内に住所を有する者は村立幼稚園入園料、授業料が無料。					ない		ある	1歳以上小学校就学前のお子さんを対象におたふくかぜワクチンの接種費用助成を2回実施。1回あたりの上限額は7,000円。任意インフルエンザワクチンの接種1回につき1,000円を助成。上限は2回。	ない		
下郷町	ない						低い	ある					・2歳児以上の保育料無償化 ・給食費無料 どちらも所得制限なし	ない		ある	(1)子どものインフルエンザ予防接種費用の助成 ・小学生以下 1人あたり2,000円を2回 ・中学生 1人あたり2,000円を1回 (2)妊娠を希望する女性とその配偶者に対する風しんワクチンの接種費用を助成	ない		
檜枝岐村	ある	月額3,000円	月額3,000円	月額3,000円	月額3,000円	月額3,000円	低い	ない	三歳児未満の児童1人につき、月額3,000円支給。村に住所を有する三歳未満の乳幼児を扶養し、引き続き永住見込みの保護者					ない		ある	■成人の風疹ワクチン予防接種 ①対象者 村に住所を有し、将来妊娠を予定または希望する満20歳から満49歳の女性及びその配偶者である男性で、風疹に係る抗体検査の結果HI法で32倍未満、EIA法で8倍未満の者 ②接種費用 無料	ない		
只見町	ある	年額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	低い	ある					全ての入所児童の保育料を無償化(一時保育料や延長保育料、実費徴収の者については対象外)	ない		ある	①インフルエンザ予防接種費用の助成 ※小学生以下1回1,000円 ※中学生は1人1,000円 ②風しん麻しん予防接種費用の助成 ※妊娠を希望する女性及び配偶者に対し11,000円限度で助成 ※抗体検査は7,800円限度で助成 ③ロタウイルス接種費用の助成 1価1回6,000円2回限度 5価1回5,000円3回限度	ない		
南会津町	ない						低い	ある		副食費無償	副食費無償			ある	障がい児受入施設へ、職員加配に係る経費等の支援	ある	インフルエンザ予防接種1回	ない		
北塩原村	ない						低い	ある		無料	第2子半額 第3子無料	月額保育料1/2(上限15,000円)を助成する。		ない		ある	・インフルエンザ(中学生以下及び妊婦) ・妊娠を希望する女性等に、風しんワクチンの接種費用を助成。	ない		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
西会津町	ある	月額	10,000	10,000	10,000	10,000	社会保険等の育児休業手当を受給していない方で、町内の保育施設を利用していない2歳未満の児童	低い	ある	無料	無料			ない		ある	・季節性インフルエンザ（0歳から高校生、妊婦） ・風しん予防接種（妊娠を希望する女性とその配偶者、同居家族）	ない		
磐梯町	ない							低い	ある	3歳以上は幼稚園に入園させるとともに、幼稚園保育料は無料とする。	多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、第1子の範囲を中学校卒業までの子に拡大し、なおかつ第2子以降の保育料を免除にする。(税金等の収納状況の確認あり)	なし	なし	ない		ある	・妊婦及び18歳（高校生）以下を対象にインフルエンザ予防接種費用を助成（上限5,000円） ・妊娠を予定または希望する女性、その夫又は現在妊娠中の女性の夫に対する風しん抗体検査・風しんワクチンの接種費用を助成（全額助成）	ない		
猪苗代町	ない							低い	ない					ある	○猪苗代町幼児教育・保育施設等給食費補助事業 保護者の経済的負担軽減を図るため、幼児教育・保育を提供する施設等を利用して3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保護者が負担する給食費を補助	ある	（1）風疹ワクチン接種 <対象> ①妊娠を予定または希望している女性 ②①の女性の夫 ③妊娠している女性の夫（婚姻関係は問わない） *ただし妊娠している女性、風疹にかかったことのある人、過去に風疹の予防接種を2回受けたことのある人を除く （2）インフルエンザ予防接種 <対象> ①妊婦（1回に限り2,519円を限度に助成） ②1歳以上13歳未満（1回につき2,519円を限度に助成）2回 ③13歳以上18歳以下（1回につき2,519円を限度に助成） ④生活保護世帯の妊婦及び1歳以上18歳以下（全額補助）	ない		
会津坂下町	ない							低い	ない					ない		ない		ない		
湯川村	ない							低い	ない					ない		ある	・おたふくかぜ（1歳から就学前）5,000円×1回 ・季節性インフルエンザワクチン（18歳以下）半額助成	ない		
柳津町	ある		小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校入学時商品券30,000円 中学校入学時商品券50,000円	小学校及び中学校に入学する年度の4月2日現在において、入学対象となる子又は、父母（養父母）のどちらかが1年以上前から当町に住所を有していること 対象となる子の父母（養父母）に町税等の滞納がないこと	低い	ある	なし	所得・児童の年齢を問わず保育料を無料化（R2.4.1から）	なし	なし	ない		ある	インフルエンザ予防接種高校3年生以下まで1回1,500円助成	ない		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免				15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給				
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
三島町	ない						低い	ある	ない (管内に対象施設なし)	町内の保育所に入所する2号、3号認定者全員の保育料を無料としている。	ない (管内に対象施設なし)	ない (管内に対象施設なし)	ない		ある	インフルエンザ予防接種 18歳（高校生以下） 無料	ない			
金山町	ない						低い	ある	対象施設無し	保育料無料			ない		ある	インフルエンザ予防接種 無料	ない			
昭和村	ない						低い	ある	保育料無料 給食費無料	保育料無料 給食費無料			ある		ある	インフルエンザ予防接種自己負担1,000円（村診療所のみ）	ない			
会津美里町	ない						低い	ある		3号認定のみ 保育料の軽減措置（2子目半額・3子目無償）			ない		ある	妊娠を希望する女性等を対象に風しんの抗体検査及びワクチンの接種費用を助成 ロタウイルスワクチン接種に対しての助成	ない			
西郷村	ない						低い	ある		村独自の軽減率で実施 (添付資料 11・12ページのとおり)			ない		ある	おたふくかぜ 風しん抗体検査及び風しんワクチン又は麻しん風しんワクチン 中学三年生インフルエンザ	ない			
泉崎村	ある					乳幼児1人当たり月5千円 ・第2子以降に生まれ3歳までの乳幼児 ・保育施設サービスを受けていない乳幼児	低い	ある	幼稚園保育料、バス使用料、給食費無償 ・村税等に滞納がないこと	第2子以降保育料減免 ・高年齢順に上から2番目以降の児童 ・村税等に滞納がないこと ・所得の合計が7,800,000円を超えないこと			ない		ある	風しんワクチン・麻しん風しん混合ワクチン 風しん抗体検査 流行性耳下腺炎ワクチン ロタウイルスワクチン インフルエンザワクチン	ない			
中島村	ない						低い	ある	村内に保護者及び児童の住所、日常生活の実態があり、村税等が滞納が無い世帯は保育料・預かり保育料無料化。	村内に保護者及び児童の住所、日常生活の実態があり、村税等が滞納が無い世帯は保育料・預かり保育料無料化。			ない		ある	流行性耳下腺炎ワクチン、風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン、風しん抗体検査	ない			
矢吹町	ない						低い	ある		第3子以降無料化			ある	障がい児受入施設へ職員加配に係る経費等の補助	ある	【乳幼児】 流行性耳下腺炎ワクチン 【成人】 風しん風しん混合ワクチン 風しん抗体検査 【その他】 インフルエンザワクチン（中学3年生のみ）				
棚倉町	ない						低い	ある		第2子1／3、第3子以降無料 (小学校就学前の兄弟を最年長者とし、第1子、次の子を第2子と数える)			ない		ある	1) おたふくかぜ (対象) 1歳から就学前の児 (助成上限額) 1回のみ3,000円 2) 季節性インフルエンザ (対象・回数) 1歳～13歳未満・2回 13歳以上18歳（高校生相当）・1回 (助成上限額) 2,000円				

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円) (1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
矢祭町	ない						低い	ある	無料	非課税世帯：0円 均等割のみ：3,900円 町民税所得割額が 4,450円 5,500円 7,300円 11,950円 13,550円 17,050円 (いずれも第1子の場合) 第2子：半額 第3子：無料	なし	なし	ない		ある	・おたふくかぜ：1～4歳未満、上限3,000円、1回のみ ・インフルエンザ：1～12歳、上限2,000円、2回まで 13～18歳、上限2,000円、1回のみ	ない			
埴町	ない						低い	ある	保護者負担金無償				ない		ある	おたふくかぜ：1歳～年長児で上限3千円、1回まで インフルエンザ：1歳～12歳は上限2千円、2回まで 13歳～18歳は上限2千円、1回まで ロタウイルス：4月1日生～7月31日生までの見金額助成	ない			
鮫川村	ない						低い	ある	給食費無償化	給食費無償化 3号認定は保育料が国基準の半分以上			ない		ある	おたふくかぜ：1回3,000円助成。 インフルエンザ：1歳～高校3年生相当まで1回2,000円助成。	ない			
石川町	ある	月額10,000円					低い	ある	国の基準より低い設定 H30年度から 1号認定の子どもの保育料原則無料	国の基準より低い設定 H30年度から 2号認定の子どもの保育料を軽減			ある	石川町の保育人材の定着を図るため、町内の保育所に勤務する保育士等（保育士、保育教諭等）の住宅補助 上限 20,000円/月 ※その他要件有	ある	インフルエンザ助成 1歳～中学3年生を対象に1人1回4,000円の助成 風しん予防接種・抗体検査費用の助成 妊娠を希望している女性 妊娠している女性の夫（婚姻関係を問わない） 妊娠を予定または希望している女性の夫 抗体検査：1回5,400円 風しんワクチン1回7,500円 麻しん風しん混合ワクチン1回10,300円 ロタウイルス1価ワクチン2回助成1回12,000円上限（10/1～ロタウイルス定期接種）、5価ワクチン3回助成1回8,000円上限 おたふくかぜ 1回6,000円上限	ない			
玉川村	ある	一人当たり月額5,000円	月5,000円	月5,000円	月5,000円	月5,000円	低い	ある	完全無償化	・2号認定については完全無償化 ・災害により被災した児童の居住していた住家の被災状況により保育料の一部または全部を減免			ある	運営費等の上乗せ補助	ある	インフルエンザ 1歳～中学3年まで 1回1,000円	ない			
平田村	ある		・小中学校入学祝金50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	・小中学校入学祝金50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	・小中学校入学祝金50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	・小中学校入学祝金50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	低い	ある	完全無償化	完全無償化	施設等利用給付を実施	該当施設なし	ない		ある	・インフルエンザ助成 1歳から中学校3年生 1人1回1,000円助成 ・おたふくかぜ1回6,000円	ない			
浅川町	ない						低い	ある	町内に住所がある場合授業料の免除				ない		ある	結核予防法に基づく予防接種	ない			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定	2号、3号認定	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
古殿町	ない						低い	ある	全児童を対象に給食費無料	全児童を対象に保育料、給食費ともに無料	該当施設なし	該当施設なし	ない		ある	インフルエンザ（1回）	ない			
三春町	ある			5,000円 (在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	5,900円 (在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	5,900円 (在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	18歳以下の子どもを2人以上養育している世帯の第2子以降の乳幼児。（第2子は、町民税非課税又は均等割のみ納付する世帯）	低い	ある	幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし	2号は幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし。 3号は、18歳以下の子どもを複数養育している世帯において、18歳以下の第2子の保育料半額、第3子以降の保育料無償及び市町村民税非課税と所得割非課税世帯の第2子は、保育料無償。	幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし		ある	保育料（月額）の2分の1の額と10,000円とを比較して低い額に利用月数を乗じて得た額を支援。	ある	・インフルエンザ：満1歳～13歳未満は、2回助成、13歳以上～中学3年生までは、1回助成。助成額1回目上限3,100円、2回目上限2,000円。 ・ロタウイルス：1価2回、助成額1回上限6,000円、5価3回、助成額1回上限4,000円 ※8月1日以降に出生したお子さんで10月1日実施分からは定期接種。 ・おたふくかぜ：1回、助成額1回上限4,000円	ない		
小野町	ない						低い	ある	第2子半額、第3子以降無料※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなるごとに第2子、第3子以降の子とする。	第2子半額、第3子以降無料※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなるごとに第2子、第3子以降の子とする。			ある	認可外保育施設運営支援事業 3歳以上児に対する運営費補助	ある	1歳から中学生（13歳以上の中学生を除く）までの保護者に対し、インフルエンザワクチンの予防接種費用の内、1回目3,100円、2回目2,000円を上限として助成する。対象者のうち生活保護世帯に属する者については、1回目4,500円、2回目3,400円を上限として助成する。おたふくかぜの一部助成。	ない			
広野町	ない						低い	ある		第3子以降無料 第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のなかで最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなるごとに、第3子以降の子とする。			ない		ない		ない			
檜葉町	ある						低い	ない	3歳未満の児童1人に対し月額15,000円、3歳～小学校修了までの児童1人に対し月額10,000円、中学生1人に対し月額10,000円、3歳～小学校修了までの第3子以降の児童に対しては1人につき月額15,000円を支給している					ない		ない		ない		
富岡町	ない						低い	ある	保育料無償	保育料無償			ない		ない		ない			
川内村	ない						低い	ある	保育料全額助成 (所得制限なし) *一定の条件あり	保育料全額助成 (所得制限なし) *一定の条件あり			ない		ある	小児インフルエンザ(対象：生後6カ月～中学3年生) *一定の条件あり	ない			

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
大熊町	ない						低い	ある	添付資料 13・14 ページのとおり				ない		ある	インフルエンザ おたふくかぜ ロタウイルス1価 ロタウイルス5価 について助成	ある	町に住所を有する特定疾患患者と生計を一にする保護者へ支給 特定疾患患者である基準日は4月1日とし、4月2日以降に受給者等の交付を受けた者はその交付を受けた日を基準日とする。		
双葉町	ない						ほぼ同額	ある		当町に住居登録があり、避難先で保育施設等に入所している方へ、保育料のみ助成。	当町に住居登録があり、避難先で保育施設等に入所している方へ、保育料のみ助成。(ただし、保育に欠ける場合のみ)			ない		ある	・インフルエンザ(0～13才未満)1回2,000円 2回(13～15才)1回2,000円 ・ロタウイルス(1価ロタリックス)1回6000円 2回(5価ロタリックス)1回4000円 3回 ・おたふくかぜ 4000円 1回	ある	受給者証をもっている方	3,000円/月
浪江町	ない						低い	ある	・町立認定こども園 減免措置あり ・避難先の保育所等 基本月額保育料を助成		基本月額保育料を助成			ない		ない		ない		
葛尾村	ない						低い	ない						ない		ある	①風しんワクチン、風しん・麻疹混合ワクチン、抗体検査 【対象】妊娠を希望している女性及びその夫(②を除く) 【回数】予防接種1回・抗体検査1回 【助成】風しんワクチン単体…上限7,000円、風しん・麻疹混合ワクチン…上限10,000円、抗体検査…上限6,000円 ③小児用インフルエンザ 【対象】生後6ヶ月～中学3年生 【回数】13歳まで年2回、13歳から中学3年生まで年1回 【助成】1回目…3,600円、2回目…2,500円	ない		
新地町	ある	月額5,000円または10,000円で年2回支給。					低い	ある	なし		同一生計の世帯から町内保育所に2人以上入所している場合、2人目以降の保育料は無料 今年度より保育料軽減助成金を支給。	なし	なし	ない		ある	生後6ヶ月から高校生までのインフルエンザ予防接種を助成	ない		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					15 保育所・認可外保育施設等の支援		16 予防接種費用の助成（定期接種以外）		17 慢性疾患に罹患している児童に対する見舞金の支給			
	制度の有無	月額・年額	第一子給付額(円)	第二子給付額(円)	第三子給付額(円)	第四子以降給付額(円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い か	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容				支援の有無	支援の内容	制度の有無	助成内容	制度の有無	支給基準	支給金額(円)(1回分)
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育を受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園							
飯館村	ない						低い	ある	保育料無料	おやつ代以外の保育料無料			ない		ある	◆インフルエンザ 生後6ヶ月～中学3年までの子ども：全額助成 ◆おたふくかぜ 1歳以上就学前の子ども：1回/人7,000円まで助成	ない			

保育標準時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童		3歳以上児		全児童
国階層区分	階層区分	定 義	満 額 (1人目)	1/2 (2人目)	満 額 (1人目)	1/2 (2人目)	(3人目)
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,800	4,400	0	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	9,400	4,700	0	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	12,600	6,300	0	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	16,600	8,300	0	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	20,600	10,300	0	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	25,000	12,500	0	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	28,200	14,100	0	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	31,200	15,600	0	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	34,200	17,100	0	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	36,200	18,100	0	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	38,200	19,100	0	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	40,000	20,000	0	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	44,000	22,000	0	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	48,000	24,000	0	0	0

年齢基準日：令和3年3月31日

階層区分の認定について

- ① 保育料は、4月～8月分は前年度の父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者)の村民税所得割の合計額、9月～翌年3月分は当年度の村民税所得割によって決定いたします。ただし、保育料の算定においては寄付金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除等は適用されません。
- ② 父母のいずれも村民税(所得割・均等割)が課税されておらず、祖父母と同居している場合は、祖父母のどちらか一方(最多収入・最多納税者)を「家計の主宰者」と認定し、その方の村民税所得割額で階層認定します。
- ③ 適用する年齢については、当該年度の初日の前日(3月31日)現在の満年齢を適用します。なお、年度の途中で誕生日がきて年齢が変わっても、その年度内は年齢による保育料区分に変更はありません。

課税額に変更があった場合

課税額に変更があった場合は、福祉課子ども施設係へご連絡ください。課税額が変わったことを確認させていただき、確認が取れた月の翌月から保育料が変更となります。

延長保育料について

各保育園毎に定められた保育標準時間・保育短時間の時間帯を超えて保育園へ預けた場合には、上記または裏面の料金の他に、延長料金がかかります。延長料金は、保育園毎に異なります。各保育園毎の保育標準時間・保育短時間は、別紙「保育園の概要」をご確認ください。

裏面は、「保育短時間保育料」と「保育料の軽減」について記載してあります。

保育短時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童		3歳以上児		全児童
国階層区分	階層区分	定義	満額 (1人目)	1/2 (2人目)	満額 (1人目)	1/2 (2人目)	(3人目)
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,200	4,100	0	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	8,800	4,400	0	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	11,800	5,900	0	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	15,600	7,800	0	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	19,200	9,600	0	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	22,000	11,000	0	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	24,800	12,400	0	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	27,600	13,800	0	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	30,200	15,100	0	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	31,800	15,900	0	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	33,400	16,700	0	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	34,800	17,400	0	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	38,000	19,000	0	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	41,000	20,500	0	0	0

年齢基準日：令和3年3月31日

保育料の軽減について

- ① C階層に属する世帯のうち、母子・父子家庭や在宅障がい児(者)などのいる世帯の場合には、保育料を第1子は標準時間3,800円短時間3,400円、第2子は無料としています。
D1階層およびD2階層のうち所得割課税額が77,101円未満に属する世帯のうち、母子・父子家庭や在宅障がい児(者)などのいる世帯の場合には、保育料を第1子は標準時間3,800円短時間3,400円、第2子は無料としています。
※在宅障がい児(者)の範囲：児童またはその父母まで
- ② 生計を同一とするお子さんが複数いる場合は次のとおり軽減されます。
 - ・C階層およびD1階層のうち所得割課税額が57,700円未満に属する世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において第2子に当たる場合は1/2に減額。
 - ・すべての階層において、同一生計内の第3子が入園児の場合は、無料。
- ② 同一世帯に保育園や幼稚園等に入園しているお子さんが複数いる場合は次のとおり軽減されます。
 - ・D1階層のうち所得割課税額が57,700円以上に属する世帯およびD2階層以上の世帯の場合入園児童が2人目の場合………1/2に減額

○大熊町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の算定に係る規則

令和2年3月6日

規則第6号

(総則)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(以下「利用者負担額」という。)の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、法による利用者負担額が生じるときは、利用者負担額は、上限額に対する30パーセント(100円未満の端数を切り捨てる。)とし、別表のとおり定める。

(1) 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 0円

ア 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども

イ 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども

(2) 満3歳未満保育認定子ども(令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者 別表の教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、同表に定める額又は特定教育・保育等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育、法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育又は同項第4号に規定する特例保育をいう。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額

2 別表における「所得割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に定める所得割の額で、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)または東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例による減免によって計算された所得割の額をいう。ただし、所得割の額を計算する場合には、地方税法、所得税法、租税特別措置法等の各法に規定される寄附金控除、外国税控除、配当控除及び住宅借入金控除は、適用しないものとする。

3 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、別表に定める第2階層から第4階層までに認定された場合は、別表の括弧に掲げる利用者負担額とする。

(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

(複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第3条 負担額算定基準子ども(令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して前条の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども 0円

(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例)

第4条 特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この条において同じ。)が2人

6	市町村民税所得割課税額が169,000円～301,000円未満の保護者	18,300円	18,000円
7	市町村民税所得割課税額が301,000円～397,000円未満の保護者	24,000円	23,600円
8	市町村民税所得割課税額が397,000円以上の保護者	31,200円	30,700円

備考

- 1 第3階層及び第4階層(市町村民税所得割額が77,101円未満である場合に限り。)に該当する教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育給付認定保護者であるときは、括弧内の金額を適用する。
- 2 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 標準時間認定保護者 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。
 - (2) 短時間認定保護者 府令第4条の保育必要量の認定において、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分と認定された教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。
 - (3) 被保護者等 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者をいう。
 - (4) 里親 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親をいう。
 - (5) 市町村民税非課税世帯 令第4条第2項第8号イに規定する市町村民税世帯をいう。また、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例による減免によって計算された市町村民税所得割額が0円であった場合も市町村民税非課税世帯とみなす。